

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等に対する 金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案要綱

一 目的

この法律は、近年の経済金融情勢及び雇用環境の下において新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、当該中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、当該中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに当該住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第1条関係)

二 定義

金融機関、中小企業者及び住宅資金借入者について、所要の定義を置くこと。

(第2条関係)

三 中小企業者に対する信用供与についての対応

金融機関は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟にこれを行うよう努めるものとする。

(第3条関係)

四 中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応

- 1 金融機関は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けたことを条件として行われた事業資金の貸付けとして政令で定めるものに係る債務（以下「対象債務」という。）を当該金融機関に対して有する中小企業者（信用協同組合等、金融機関の子会社、銀行の親会社、大会社、大会社の子会社等を除く。以下四及び十二において同じ。）であって、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該対象債務の弁済に支

障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから当該対象債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該対象債務に係る貸付けの条件の変更、旧債の借換え、当該中小企業者の株式の取得であって当該対象債務を消滅させるためにするものその他の当該対象債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、当該金融機関に対して対象債務を有する中小企業者から特定認証紛争解決手続の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者より当該特定認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かの確認があった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該特定認証紛争解決手続の実施の依頼をするよう努めるものとする。
- 3 金融機関は、当該金融機関に対して対象債務を有する中小企業者であって株式会社地域経済活性化支援機構法第 26 条第 1 項に規定する再生支援対象事業者であるものに対して有する債権について、株式会社地域経済活性化支援機構から同項の買取申込み等の求めがあった場合には、当該再生支援対象事業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、これに応ずるよう努めるものとする。
- 4 金融機関は、1 から 3 までの場合において、次に掲げる者がいるときは、その者との緊密な連携を図るよう努めるものとする。
 - ① 1 の申込み、2 の確認又は 3 の求め（②及び③において「申込み等」と総称する。）に係る中小企業者に対して事業資金の貸付けに係る債権を有する他の金融機関、株式会社日本政策金融公庫その他これらに類する者として主務省令で定めるもの
 - ② 申込み等に係る中小企業者が当該金融機関に対して有する事業資金の貸付けに係る債務（1 の申込みにあつては、対象債務に限る。）の保証をしている信用保証協会その他これに類する者として主務省令で定めるもの
 - ③ 申込み等に係る中小企業者に関する中小企業再生支援業務を行っている認定支援機関

（第 4 条関係）

五 住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応

- 1 金融機関は、当該金融機関に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者であって、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、当該貸付けの条件の変更、旧債の借換えその他の当該債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めるものとする。
- 2 金融機関は、1の場合において、1の申込みをした住宅資金借入者に対して住宅資金の貸付けに係る債権を有する他の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構その他これらに類する者として主務省令で定めるものがあるときは、その者との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(第5条関係)

六 対応措置の実施に関する方針の策定等

金融機関は、四及び五に基づく措置を円滑にとることができるよう、主務省令で定めるところにより、当該措置の実施に関する方針の策定、当該措置の状況を適切に把握するための体制の整備、四の1及び五の1の負担の軽減に関する相談（以下単に「負担の軽減に関する相談」という。）に対応するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこと。

(第6条関係)

七 対応措置等に関する説明書類の縦覧

- 1 金融機関は、6月を超えない範囲内で主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した説明書類を作成し、当該金融機関の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこと。
 - ① 四及び五に基づいてとった措置の状況並びに負担の軽減に関する相談への対応の状況に関する事項として主務省令で定めるもの

② 六に基づいてとった措置の概要に関する事項として主務省令で定めるもの

③ その他主務省令で定める事項

2 1の説明書類は、電磁的記録をもって作成することができること。

3 1の説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、金融機関の営業所又は事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができること。この場合においては、1の説明書類を、1により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなすこと。

(第7条関係)

八 行政庁への報告等

1 金融機関は、6月を超えない範囲内で主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、四から六までに基づいてとった措置の詳細及び負担の軽減に関する相談への対応の詳細に関する事項として主務省令で定めるものを行政庁に報告しなければならないこと。

2 都道府県知事は、1の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。

3 内閣総理大臣は、おおむね6月に1回、1の報告及び2の通知を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(第8条関係)

九 検査及び監督におけるこの法律の趣旨の尊重

行政庁は、銀行法その他の政令で定める法律の規定による金融機関に対する検査及び監督の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図ることにより、当該中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに当該住宅資金借入者の生活の安定を期すとのこの法律の趣旨を十分に尊重するものとする。

(第9条関係)

十 金融機関による対応措置の実施に係る政府の責務

政府は、金融機関が業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、適切かつ円滑に三から五までに基づく措置をとることができるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の適切な運用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (第 10 条関係)

十一 信用補完事業の充実のための措置等

- 1 政府は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、信用保証協会が行う中小企業者に関する信用補完事業の充実に係る財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小企業者に関する信用補完事業の適切かつ円滑な実施のため、信用保証協会における人的体制の整備のための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第 11 条関係)

十二 株式会社日本政策金融公庫等による措置

株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構その他これらに類する者として政令で定めるものは、その貸付けに係る中小企業者が有する対象債務又は住宅資金借入者が有する住宅資金に係る債務について、四から七までに基づく措置に準じた措置を講ずるものとする。

(第 12 条関係)

十三 罰則

- 1 次のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処すること。
 - ① 七の 1 に違反して、七の 1 の説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは七の 3 に違反して、七の 3 の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらに違反して、七の 1 の説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録

に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

② 八の 1 による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(第 18 条関係)

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、1 の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して 2 億円以下の罰金刑を科すること。

(第 19 条関係)

十四 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、六並びに七、八及び十三（これらのうち六に基づく措置に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第 1 条関係)

2 この法律の失効

- (1) この法律は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失うこと。
- (2) この法律の失効前に行われた四の 1 の申込み、四の 2 の確認及び四の 3 の求め並びに五の 1 の申込みに係る事案については、この法律は(1)にかかわらず、(1)の日後も、なおその効力を有すること。
- (3) この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、(1)にかかわらず、(1)の日後も、なおその効力を有すること。

(附則第 2 条関係)

3 検討

政府は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けたことを条件として金融機関、株式会社日本政策金融公庫、都道府県社会福祉協議会等により個人に対して行われた貸付け（事業資金及び住宅資金の貸付けを除く。）に係る債務の状況について調査を行い、その結果を踏まえ、当該債務を有する個人の当該債務

の弁済に係る負担の軽減を図るための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第3条関係)

- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。